# 秋田県建設キャリアアップシステム活用に関する実施要綱

（趣旨）

第１条　秋田県が発注する工事において、受注者が建設キャリアアップシステム（以下「ＣＣＵＳ」という。）を活用する場合に必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　ＣＣＵＳの活用を促進し、建設技能者の技能と経験に応じた適正な処遇改善及び中長期的な担い手の確保・育成に資することを目的とする。

（定義）

第３条　主な用語の定義は以下の通りとする。

（１）　ＣＣＵＳ：技能者の資格や社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み。

（２）技能者：元請事業者及び下請事業者の現場従事者（一人親方を含む）。

（３）カードリーダー：ＣＣＵＳの就業履歴情報の登録に対応したＩＣカードリーダー、または顔認証カメラや顔認証型等、現場に設置する端末。

（４）現場利用料：技能者の就業履歴登録（カードタッチ）ごとに発生する料金。

（対象工事）

第４条　秋田県建設部が発注する工事を対象とする。

ただし、空港工事（空港整備工事及び空港維持修繕工事）、応急対策工事等、発注者が適用できないと判断する工事は除く。

なお、対象外工事であっても、必要に応じて、実施することができるものとする。

（入札公告等）

第５条　発注者は、特記仕様書及び現場説明書に別紙１の事項を記載するものとする。

附　則（令和８年１月８日　技管－７１２）

１．この要綱は、令和８年２月１日から施行する。

２．この要綱による規定は、令和８年２月１日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう）を行う工事から適用する。なお、適用する対象工事は第４条に定めるところによる。